

当局の答弁

請願事項一覧（平成30年12月28日審査分）

請願・陳情番号 及び請願者・陳情者	件名及び要旨	局の考え方	経過
<p>【平成30年請願第11号】 名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会 代表者 小室 勲</p>	<p>国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険料を大幅に引き下げること。 国民健康保険料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免すること。 18歳までの子供は、均等割を免除すること。 国民健康保険の資格証明書の発行や、生活を脅かす差し押さえはやめること。 	<p>局の考え方</p> <p>平成30年度からは国民健康保険の都道府県単位化が行われたが、本市としては、平成29年度の保険料水準を維持するように賦課率を設定し、さらに国民健康保険料の均等割額を3%引き下げるなどの各種軽減策を継続しているので、ご理解賜りたい。</p> <p style="text-align: right;">＜保 留＞</p> <p>本市では、大変厳しい財政状況の中ではあるが、本市独自の保険料の減免を実施しているところであり、さらなる一般会計からの繰入が必要となります。減免制度の拡充は、困難なものと考えている。</p> <p>また、減免制度は、特別の理由がある世帯に対する制度であり、それぞれの世帯の状況については、被保険者の方から申請をいただき、確認のうえ減免を行っている。</p> <p>このような減免制度を適切に活用していただくためには、被保険者の方への周知が重要であると認識しており、保険料の納入通知書に「減免制度の案内チラシ」を同封している。また、昨年度から保険証の一斉更新時にも重ねてチラシを同封し、さらなる制度の周知に努めているところであるので、ご理解賜りたい。</p> <p style="text-align: right;">＜保 留＞</p> <p>子どもの均等割保険料の軽減措置については、国民健康保険法等の一部改正に対する参議院附帯決議により、国と地方の協議において、現行制度の趣旨や国民健康保険財政に与える影響等を考慮しながら、議論されることとなっている。</p> <p>本市では、加入者の保険料負担を抑制するため、均等割額の3%引き下げを行うほか、所得割保険料の算定において、子育て中の世帯などに配慮した控除などを実施しているところであるので、まずは国と地方の協議について情報収集に努め、慎重に議論を見守るべきものと認識しているため、ご理解賜りたい。</p> <p style="text-align: right;">＜保 留＞</p> <p>資格証明書については、国民健康保険法に基づき、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を1年以上滞納した方に対して交付しているところである。</p> <p>また、差し押さえについては、納付相談や財産調査によって、世帯の状況をしっかりと把握した上で、度重なる催告を行っても、なお、十分な納付をしていただけない世帯に対して実施しているものである。差し押さえる前には、納付相談において生活実態をお聞きし、所得の減少などにより保険料の納付が困難な場合には、減免の適用などをご案内した上で、一括納付が難しいときには分割納付を認めるなどの柔軟な対応をしているので、ご理解賜りたい。</p> <p style="text-align: right;">＜不採扱＞</p>	<p>新規</p>

5 介護保険料及び介護保険利用料の独自減免制度を新設すること。

介護保険制度は、全国一律の制度であることから、保険料及び利用料の負担軽減については、本来、法制度の枠組みの中で対応すべきものと考えており、低所得者の方々に対する介護保険料及び利用料の負担軽減拡大など、必要な措置を講ずるよう、大都市民生主管局長会議等の要望活動を通じ、国に対し要望しているところである。

平成27年度の制度改正においては、国の施策により、消費税率の改定分を財源とした保険料軽減の拡充が講じられたところである。今後の消費税を財源とする、さらなる保険料軽減強化に関しては、国の動向を注視し、適切に対応して参りたいと考えている。

利用料に関しては、世帯の課税状況等により、一定以上負担した場合には負担額が返還される「高額介護サービス費」及び「高額医療合算介護サービス費」の制度がある。

低所得の方の利用料及び保険料の負担軽減については、国に対して引き続き要望して参りたいと考えている。

なお、本市では、認知症高齢者グループホームに入居する低所得の方に対する居住費の助成を、平成30年1月から実施しているところである。

<保 留>

6 介護保険の要支援者が希望するサービスを受けられるようにすること。

本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」については、従来の介護予防訪問介護・通所介護と同様の基準による専門的なサービスに加え、多様な担い手による、基準を緩和した新しいサービスの提供を行っている。

要支援の方については、ケアマネジメントにおいて、ご本人の意向や心身の状況を丁寧に聞き取った上で、ご本人の状態に応じた必要なサービスをご利用いただいている。

今後も、引き続き周知や丁寧な説明に努めるとともに、適切なサービス利用につなげていく。

<保 留>

7 後期高齢者医療の自己負担と介護保険利用料の負担割合を2割に引き上げないよう国に求めること。

後期高齢者医療の自己負担については、今後の医療を社会全体で支えていくという趣旨に基づき、現役世代との均衡を考慮し、負担能力に応じた負担を求める観点から、後期高齢者の窓口負担は原則1割で、一定以上所得がある方は現役世代と同様に3割負担となっている。併せて、自己負担限度額については低所得者への配慮がされているところである。

現在、国において、後期高齢者医療の自己負担のあり方が検討されていることから、本市としては、今後も国の動向を注視していく。

また、介護保険の利用料につきましては原則1割となっているところだが、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、一定以上の所得のある方については利用者負担割合が2割又は3割となっている。併せて、自己負担限度額については後期高齢者医療と同様、低所得者への配慮がされているところである。

今後の介護保険の自己負担のあり方について、本市としては、国の動向を注視していく。

<保 留>